

企画趣旨

笠木映里

福祉の分野では、近年、学説においても、また実際の政策動向の観点から見ても、多様な困難を抱える人を、早期に、かつ包括的・総合的・個別的に（個人のニーズに合致した形で、という意味で）支援することの重要性や、個人のニーズに寄り添った相談・助言等の支援の重要性が強調されることが多い。こうした考え方は、2013年の生活困窮者自立支援法により明確に打ち出されたものと思われるが¹⁾、2000年代以降高齢者福祉の分野で進められてきた地域包括ケアシステムの推進、そこで論じられてきた地域の共同体機能の再生といった考え方とも結びつき、福祉分野全体に関わる大きな動きとなっている。2020年の社会福祉法等改正²⁾により導入された市町村による「重層的支援体制」（社会福祉法106条の4）は、こうした動きの今日におけるひとつの到達点を示すものと思われる。

こうした議論や動向の背景には、多様な目的や問題意識が混在している。その一部を挙げるとすれば、まず、障害や高齢のような社会保障給付の対象となる典型的ニーズをもたないが、生活や就労に何らかの困難を抱えるグレーゾーンの人々がいること、困難な状況にある個人がしばしば同時

に複数のニーズを抱えていることが認識され、現状の、典型的なニーズを類型化した縦割りの制度がそのような現実の必要性に対応していないと考えられた³⁾（上述した近年の各種の福祉改革では、既存の制度間、あるいは、関連事業を行う自治体の担当課や事業者をつなぐ仲介・連携や情報共有も重視される）。また、各種の社会保障・福祉を利用するに至らない人たちについて、本人の申請が無くともニーズを発掘し支援を行うことの重要性もしばしば指摘される（「アウトリーチ」型の支援）⁴⁾。そして、「継続的な伴走支援」の重視など、何らかの給付につながらなくとも、相談の場があらゆる人に開かれていること自体を重視する考え方もある。また、これらの支援を受ける人のニーズにかかる議論は、支援の場である地域社会の再生という思想と強く結びついており⁵⁾、地方行政・地方自治のあり方とも強く関連している。福祉について地方の役割が強調されるのは必ずしも新しい議論ではないが、最近の社会保障をめぐる議論では、国による支援と個人の自己責任の間に位置づけられる地域連帯の重要性に注目した上で福祉における地域社会の役割を重視する議論が従来以上に活発になっている⁶⁾。民間部門も巻き込んだ地

1) 社会保障法35号（2019年）に収載された「社会保障法学会ミニシンポジウム『生活困窮者自立支援の法的仕組み』」にかかる各論文、特に、嵩さやか「生活困窮者自立支援法の意義と課題——生活困窮者自立相談支援事業を中心に」社会保障法35号（2019年）159頁、飯島淳子「生活困窮者自立支援法の行政法的考察」社会保障法35号（2019年）173頁。以下、紙幅の都合上、この点に関するものも含めて注の参考文献は最小限に留める。

2) 地域強制社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律52号）。

3) 荒見玲子「『制度の狭間』問題の解消・多機関連携・冗長性(1)——共生社会型・地域包括システム構築の事例から」法政論集286号（2020年）51頁。

4) 特に生活困窮者支援との関係で、山崎史郎『人口減少と社会保障——孤立と縮小を乗り越える』（中公新書、2017年）122頁以下。

5) 朝比奈ミカ・菊池馨実編『地域を変えるソーシャルワーカー』（岩波書店、2021年）31頁以下〔菊池馨実執筆箇所〕。

6) 参照、菊池馨実『社会保障法再考〈地域で支える〉』（岩波新書、2019年）。山崎・前掲注4) 247頁以下。地方自治の観点からの分析として、飯島淳子「地方自治と行政法・再論(上)」法時92巻11号（2020年）139頁以下。